



税制改正大綱の概略と 改正スケジュール

主な税制改正のスケジュール

	R2.10	R3.4	R3.10	R4.1	R4.4	R5.1	R5.4	R5.10	R6.1	R6.4	
法人税	賃上げ税制	税額控除増の適用要件の見直し等		税額控除率の上乗せ							
		中小企業M&A税制の創設※									
				連結納税制度の見直し グループ通算制度へ							
				電子帳簿保存法への円滑な移行のための有恕規定						←有恕規定終了	
相続税	事業承継税制の特例（10年間） 猶予割合80%→100%						特例承継計画書の提出期限の延長→				
	住宅取得等資金贈与の特例 （最大1,500万円）			非課税措置の見直し （最大1000万円）							
	2割加算範囲の拡大（教育資金一括贈与・結婚子育て資金一括贈与）										
所得税	住宅ローン減税				控除率の見直し（1%→0.7%）						
	国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設										
									上場株式の大口株主等の 要件見直し		
消費税	居住用賃貸建物の仕入税額控除の見直し										
				インボイス登録事業者番号 申請書受付開始					インボイス制度開始		

増税
減税

※中小企業等経営強化法改正法の施行の日（令和3年6月16日）から適用

令和4年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内容	適用時期等																								
<p>青色申告法人の 賃上げ税制の拡充</p>	<p><u>賃上げを後押しする税制が拡充されます。</u></p> <p>① 人材確保等促進税制が見直され、継続雇用者給与等支給額の前年度からの上昇率等に合わせ、下表のように一定の給与増加額の最大30%の税額控除となります。</p> <p>② 中小企業向けの所得拡大促進税制は、税額控除率の上乗せの見直し（最大40%）を下表のように行った上、1年延長されます。</p> <p>※ 税額控除額は、法人税額の20%が上限</p> <p>(注) ①は中小企業も 選択適用可</p> <table border="1" data-bbox="891 659 1608 1126"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">① 大企業</td> <td rowspan="4">継続雇用者の給与等増加率</td> <td>3%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>4%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>3% & 教育訓練費が20%UP</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>4% & 教育訓練費が20%UP</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">② 中小企業</td> <td rowspan="4">雇用者給与等支給額増加率</td> <td>1.5%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>2.5%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1.5% & 教育訓練費が10%UP</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>2.5% & 教育訓練費が10%UP</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>			控除率		① 大企業	継続雇用者の給与等増加率	3%	15%	4%	25%	3% & 教育訓練費が20%UP	20%	4% & 教育訓練費が20%UP	30%	② 中小企業	雇用者給与等支給額増加率	1.5%	15%	2.5%	30%	1.5% & 教育訓練費が10%UP	25%	2.5% & 教育訓練費が10%UP	40%	<p>① 令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度に適用</p> <p>② 令和6年3月31日までに開始する事業年度まで延長</p>
		控除率																								
① 大企業	継続雇用者の給与等増加率	3%	15%																							
		4%	25%																							
		3% & 教育訓練費が20%UP	20%																							
		4% & 教育訓練費が20%UP	30%																							
② 中小企業	雇用者給与等支給額増加率	1.5%	15%																							
		2.5%	30%																							
		1.5% & 教育訓練費が10%UP	25%																							
		2.5% & 教育訓練費が10%UP	40%																							
<p>電子帳簿保存法への円滑な移行のための宥恕規定</p>	<p><u>令和4年1月1日から検索要件等の保存要件を満たす形で電子取引の取引情報に係る電子データの保存等が義務化されますが、各企業の準備が間に合っていない状況を踏まえ、宥恕規定が設けられます。</u></p> <p>令和4年から2年間は、電子取引に関し、やむを得ず保存要件を充足できなかったとしても、所轄税務署長への手続き等を要せずその出力書面等による保存ができるよう配慮されます（個人事業主も同様）。</p>	<p>令和4年1月1日から令和5年12月31日まで</p>																								

令和4年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内容	適用時期等
中小企業向け優遇制度の延長	<p><u>コロナ禍を踏まえ、中小企業向け優遇制度が2年延長されます。</u></p> <p>①接待飲食費の50%の損金算入の特例及び中小法人の定額控除限度額（年800万円）までの損金算入の特例が2年延長されます。</p> <p>②中小企業者等が少額減価償却資産（取得価額30万円未満の減価償却資産）を取得した場合に、年間300万円まで取得価額の全額を損金に算入することができる特例が2年延長されます。</p>	令和6年3月31日までに開始する事業年度まで延長
貸付けをする少額減価償却資産等の制限	<p><u>自ら行う事業で使用しない少額資産を大量に購入して損金に算入し、その資産を賃貸に出して収益を生む節税スキームが封じられます。</u></p> <p>下記の適用に際して、貸付けの用に供した一定の資産が除外されます。</p> <p>①取得価額が10万円未満の少額の減価償却資産 ②一括償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産） ③中小企業者の取得価額30万円未満の少額減価償却資産</p>	大綱に明記なし
完全子法人株式等の配当等の源泉徴収の廃止	<p><u>一定の子会社からの配当の源泉徴収が不要となります。</u></p> <p>一定の内国法人が支払いを受ける配当等で次に掲げるものには所得税は課税されず、源泉徴収を行わないこととなります。</p> <p>①完全子法人株式等（株式保有割合100%）に該当する株式等に係る配当等 ②配当等の基準日に、直接に保有する他の内国法人の株式等（その内国法人が名義人として保有するものに限る）の株式保有割合が3分の1超である場合の、その株式等に係る配当等</p>	令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について適用

令和4年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内容	適用時期等
オープンイノベーション促進税制の拡充	<p><u>スタートアップ企業への出資を促進する税制が延長されます。</u></p> <p>オープンイノベーション促進税制について、対象に設立10年以上15年未満の研究開発型スタートアップを追加する等の拡充を行った上で2年間延長されます。</p>	令和6年3月31日までの出資まで適用
欠損金の繰戻し還付の不適用措置の延長	<p><u>コロナ禍を踏まえ、欠損金の繰戻し還付の制度が延長されます。</u></p> <p>中小企業者等で欠損金額が生じた場合に、その欠損金額を前事業年度に繰り戻して法人税額の還付を請求できる制度が2年間延長されます。</p> <p>※ 新型コロナ税法で資本金の額が10億円以下の法人等も令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する欠損金額について上記制度の適用が認められていますが、同特例の扱いについては不明</p>	令和6年3月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用

令和4年度税制改正大綱 概略 ②所得税・資産課税

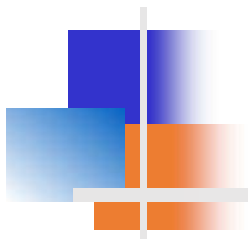
項目	内容	適用時期等
住宅ローン控除減税の延長と見直し	①住宅ローン控除減税の適用期限が令和7年12月31日まで4年間延長されます。 ②所得税等から控除できる金額が年末のローン残高の1%から0.7%に引き下げられ、令和4年・5年入居の新築等は減税期間が10年から13年に延長されます。 ③省エネ性能と居住年に応じ、減税対象となる借入限度額が2,000万円～5,000万円までに細分化されます。	令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した場合に適用
住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の延長・見直し	①直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度が2年間延長されます。 ②非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期に関わらず、下記のようになります。 ・耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋 1,000万円 ・上記以外の住宅用家屋 500万円	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用
非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予制度の特例承継計画の提出期限の延長	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の適用に必要な手続きである「特例承継計画の提出期限」が1年間延長されます。	特例承継計画の提出期限が令和6年3月31日まで延長
上場株式の配当等に係る課税方式の一致(所得税・個人住民税)	上場株式等の配当について、所得税と個人住民税で異なる課税方式(総合課税、申告分離課税、申告不要)が選択可能でしたが、個人住民税の課税方式を所得税と一致させることとなります。	令和6年度以後の個人住民税について適用

令和4年度税制改正大綱 概略 ②所得税・資産課税

項目	内容	適用時期等
<p>上場株式の配当課税における「大口株主等」の要件見直し</p>	<p>内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等（対象者）及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人による株式等保有割合が3%以上となるときは、総合課税とされます。</p>	<p>令和5年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用</p>
<p>居住用財産の買換え等の場合の各特例の延長</p>	<p>以下の制度が2年間延長されます。</p> <p>①特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例（※） ②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除 ③特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除</p> <p>※ 買換え資産が令和6年1月1日以後に建築確認を受ける等の一定の住宅は、適用要件に買換え資産である住宅が一定の省エネ基準を満たすことが追加されます。 （令和4年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換え資産に適用）</p>	<p>令和5年12月31日までの居住用財産の譲渡まで延長</p>
<p>財産債務調書制度の見直し</p>	<p>現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者が提出義務者に追加されます。</p> <p>（現行の提出義務者）以下のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得基準：所得2,000万円超 ・財産基準：総資産3億円以上 又は 有価証券等1億円以上 <p>なお、提出期限は、その年の翌年6月30日（現行：3月15日）になります。</p>	<p>令和5年分以後の財産債務調書について適用</p>

令和4年度税制改正大綱 概略 ②所得税・資産課税

項目	内容	適用時期等
相続税に係る死亡届情報等の通知	相続税の課税原因である相続開始の事実を税務署が把握するため、法務省から死亡届の情報及び被相続人の戸籍の情報が、死亡届の提出された月の翌月末日までに国税庁に通知されます。	戸籍法の一部を改正する法律の施行の日以後に適用
土地等に係る固定資産税等の負担調整措置	<p>令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限ります）の令和4年度の課税標準額が、令和3年度課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した一定の金額に据え置かれます。（※）</p> <p>※ 負担調整措置といい、固定資産税評価額が増額した場合に、固定資産税等の負担が急激に増加しないように課税標準額を段階的に引き上げる措置</p>	令和4年度の固定資産税等について適用
先送りされた項目	<p>以下の項目は、令和4年度税制改正大綱では次年度以降に検討が先送りされています。</p> <p>①相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方の見直し</p> <p>②岸田文雄政権が当初掲げた金融所得課税の見直し</p>	—



法人課税

大企業向け 賃上げ税制の見直し (法人税・法人住民税)

ポイント

大企業向けの人材確保等促進税制が見直され、継続雇用者給与等支給額の前年度からの上昇率等に合わせ、下表のように一定の給与増加額の最大30%の税額控除となります。

改正内容

現 行	改正案 (※1)
【適用要件】 要件 新規雇用者給与等支給額が前年度比で2%以上増加	【適用要件】 要件 継続雇用者給与等支給額 (※2) が前年度比で3%以上増加
【税額控除】 通常 : 控除対象新規雇用者給与等支給額の15%	【税額控除】 通常 : 控除対象雇用者給与等 (※4) 支給増加額の15% 対象者が見直し 増加割合が見直し
上乗せ 下記の要件を満たす場合は上記通常 of 税額控除割合に5%上乗せ (最大20% of 税額控除) 要件 教育訓練費が前年度比で20%以上増加	上乗せ1 下記の要件を満たす場合は25% of 税額控除 (10%上乗せ) 継続雇用者給与等支給額が前年度比で4%以上増加 上乗せ2 下記の要件を満たす場合は上記通常、上乗せ1 of 税額控除割合に5%上乗せ (最大30% of 税額控除) ・教育訓練費 (※3) が前年度比で20%以上増加
【控除限度額】 法人税額の20%	【控除限度額】 法人税額の20% 上乗せ内容の拡充
※1 資本金の額等が10億円以上、かつ、従業員の数が1,000人以上の場合、給与等の引上げ方針、取引先との適切な関係の構築方針等の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り適用 設立事業年度は対象外	
※2 継続雇用者 (国内事業所で雇用した雇用保険法の一般被保険者で、前期及び当期の全期間に支給を受けた雇用者) に対する給与等支給額	
※3 教育訓練費の明細を記載した書類の保存が必要 (現行: 確定申告書等への添付)	
※4 税額控除対象となる給与等支給増加額は雇用保険者の一般被保険者のみではなく、雇用者給与が対象	

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用

賃上げを行った場合の税額控除等の見直し (法人事業税)

ポイント

賃上げ税制の見直しが行われたことに伴い、賃上げを行った場合の外形標準課税（付加価値割）の課税標準からの控除制度が見直されます。

改正内容

大企業

■ 賃上げを行った場合の外形標準課税（付加価値割）の課税標準からの控除制度の見直し

項目	現 行	改正案
適用要件	前項の現行における適用要件①	前項の改正案における適用要件① 増加割合が見直し
付加価値割の課税標準からの控除額	控除対象新規雇用者給与等支給額	控除対象雇用者給与等支給増加額 (※1)

※1 雇用安定控除との調整等所要の措置が講じられます。

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までに間に開始する事業年度から適用

中小企業における所得拡大促進税制 (法人税・法人住民税・所得税)

ポイント

中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せの見直しをおこなった上、その適用期限が1年間延長されます。また、本税制については中小企業者等に係る法人住民税にも適用されます。

改正内容

現 行	改正案
【適用要件】 要件 雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増加 (※1)	【適用要件】 要件 改正なし
【税額控除】 通常 : 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 (※2) 上乗せ : 下記の要件を満たす場合は25%の税額控除 (10%上乗せ・最大25%の税額控除) ①雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加 ②次のいずれかを満たす場合 ・教育訓練費が対前年度比10%以上増加 ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること	【税額控除】 通常 : 改正なし 上乗せ① : 下記の要件を満たす場合は <u>30%</u> の税額控除 (15%上乗せ) 雇用者給与等支給額が前年度比 <u>2.5%</u> 以上増加 上乗せ② : 下記の要件を満たす場合は上記通常、上乗せ①の税額控除割合に10%上乗せ (最大40%の税額控除) 教育訓練費が対前年度比 <u>10%以上</u> 増加
【控除限度額】 法人税額の20%	【控除限度額】 法人税額の20%
※1 雇用者給与等支給額からは、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととします。 ※2 税額控除率を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額は、雇用調整助成金及びこれに準ずるものの額を控除して計算した金額を上限とします。	

上乗せが見直し

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用

大企業向け研究開発税制等の税額控除規定の不適用

ポイント

大企業における研究開発税制その他の税額控除の不適用措置について、一定の大企業においては継続雇用者給与等支給額に関する要件が変更となります。

改正内容

次の要件の全てに該当する大企業については、一定の税額控除が適用できないこととなります。

項目	現行	改正案	
	大企業	① (②以外の大企業)	②一定の大企業 (※1)
1. 所得金額要件 (※2)	所得金額が前事業年度の所得金額を上回る	改正なし	改正なし ここが見直し
2. 給与要件 (※3)	継続雇用者給与等支給額 ≤ 継続雇用者比較給与等支給額		(1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度 継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給額 × 100.5% (2) 令和5年4月1日以降に開始する事業年度 継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給額 × 101%
3. 設備投資要件	国内設備投資額 < 減価償却費の30%		改正なし
4. 制限対象となる税額控除	研究開発税制、地域未来投資促進税制、情報連携投資等の促進に係る税制、5G投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制		

※1 大企業のうち、次の要件のいずれにも該当する企業

- ・ 資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上 ここが見直し
- ・ 前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合（当期が設立事業年度又は合併等の日を含む事業年度である場合を含む）

※2 所得の金額は、欠損金の繰越控除前の金額とする等の一定の調整をおこなうこととなります。

※3 継続雇用者がいない場合には、上記2の要件は満たすこととなります。

適用時期

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

オープンイノベーション促進税制 (法人税・法人住民税・法人事業税)

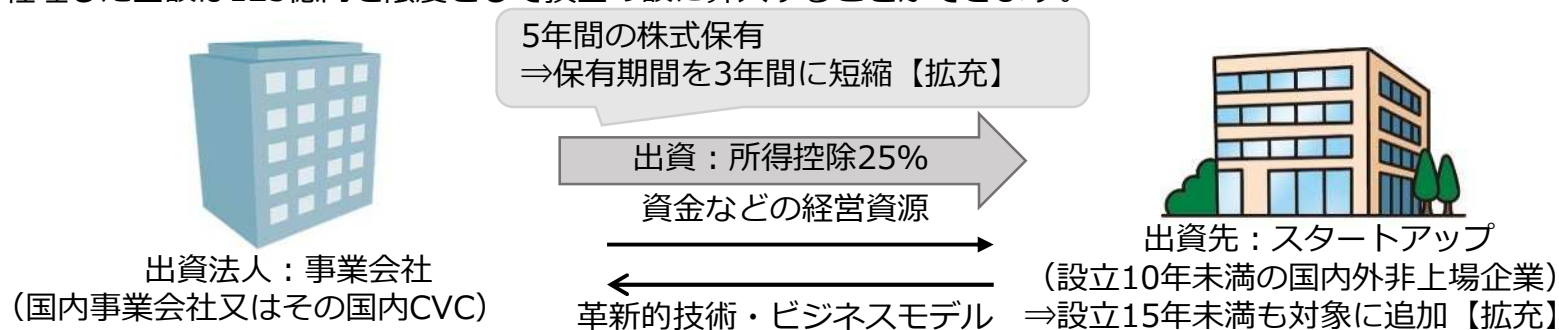
ポイント

要件の一部が見直された上で、適用期限が2年延長されます。

改正内容

【制度の概要】

青色申告書を提出する法人で要件に該当するものが、特定事業活動として特別新事業開拓事業者に出資をして特定株式を取得し、その取得価額の25%以下の金額を取得をした事業年度の確定した決算において特別勘定の金額として経理したときは、その経理した金額は125億円を限度として損金の額に算入することができます。



(出典) 経済産業省

見直される期間	現 行	改正案
特別新事業開拓事業者の設立後の期間	10年未満	10年未満 売上高研究開発比率10%以上かつ赤字会社は15年未満
①特定株式の保有見込期間 ②特別勘定の取り崩し事由に該当した場合に 取り崩して益金算入する期間 ③特定事業を継続する期間	5年	3年

適用時期

令和6年3月31日までの間の取得した特定株式が対象

地方拠点税制の見直し①（特別償却又は税額控除）

ポイント

いわゆるオフィス減税です。認定事業者が特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の改正をおこなった上、適用期限が2年間延長されます。
（所得税、地方税についても同様）

改正内容

現行

<移転型>

特別償却	税額控除
取得価額×25%	取得価額×7%（※1）

<拡充型>

特別償却	税額控除
取得価額×15%	取得価額×4%（※1）

※1 法人税額の20%が限度

改正案

内容		現行	改正案
適用要件	対象	特定業務施設（事務所、研究所、研修所など全社的業務や研究開発、人材育成に重要な役割を担う施設）の建物・建物附属設備・構築物	改正なし
	取得価額	2,000万円以上（中小企業者（※2）1,000万円以上） ※2 租税特別措置法に定義される中小企業者	中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）以外の法人の取得価額要件を2,500万円へ引上げ

適用時期

移転・拡充先の都道府県知事の認定：令和6年3月31日まで
かつ
取得・事業共用：認定日の翌日以後3年を経過する日まで

地方拠点税制の見直し②（雇用促進税制）

ポイント

首都圏から地方に移転する企業が地方拠点強化税制を積極的に活用できるよう、適用要件等の見直しをおこなった上、適用期限が2年間延長されます（所得税、地方税についても同様）。

改正内容

現行

項目	移 転 型	拡 充 型
概 要	特定業務施設における雇用者増加数に応じ、次の金額の合計を税額控除（※3）	特定業務施設における雇用者増加数（法人全体の雇用者増加数が上限）に応じ、次の金額の合計を税額控除（※3）
新規雇用者数（※1）（有期雇用又はパートの新規雇用者を除く）	1人あたり90万円 （50万円＋上乗せ分40万円（※2））	1人あたり30万円（※1）
転勤者数（※1）（特定業務施設における雇用者増加数（※1）から新規雇用者数（※1）を控除した人数）	1人あたり80万円 （40万円＋上乗せ分40万円（※2））	1人あたり20万円（※1）

- ※1 特定業務施設における雇用者増加数又は法人全体の雇用者増加数のうち小さい方の数が上限
上乗せ措置については法人全体の雇用者増加数を上限とせず、特定業務施設における雇用者増加数を上限
- ※2 特定業務施設の所在地が準地方活力向上地域（近畿圏及び中部圏の中心部）内である場合は30万円
- ※3 調整前法人税額の20%相当額が限度
- （注）同一事業年度において、オフィス減税と雇用促進税制の併用はできません（上乗せ措置は除く）

地方拠点税制の見直し②（雇用促進税制）

改正内容

1.適用要件の見直し

現行	改正案
地方事業所基準雇用者数のうち、有期雇用又はパートタイムである新規雇用者を除いた数が2人以上であること	廃止

2.対象雇用者の範囲の見直し

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none">・ 特定新規雇用者は特定業務施設において適用年度に新たに雇用された特定雇用者（雇用者のうち無期雇用かつフルタイムの要件を満たす者をいう）で適用年度終了の日において特定業務施設に勤務する者・ 転勤者は特定業務施設における雇用者増加数から新規雇用者数を控除した算定した者	<ul style="list-style-type: none">・ 地方活力向上地域等特定業務施設設備計画に認定日以後に特定業務施設以外の施設において新たに雇用された無期雇用かつフルタイムの要件を満たす雇用者で同日を含む事業年度終了の日において特定業務施設に勤務する者を追加・ 有期雇用又はパートタイムである転勤者を除外

3.雇用促進計画の提出期限の見直し

現行	改正案
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日から2月以内	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日から3月以内

適用時期

移転・拡充先の都道府県知事の認定：令和6年3月31日まで

地方拠点税制の見直し③（計画認定要件）

ポイント

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件について、地域再生法等の改正を前提に次の見直しがおこなわれます。
（所得税、地方税も同様）

改正内容

1. 拡充型事業の対象となる地方活力向上地域の要件の見直し

現 行	改正案
「産業の集積が形成されていること又は地方公共団体その他の者が定める産業の集積を図るための具体的な計画の対象となっていること」との要件を満たすこと	「事業者の立地を目的として地方公共団体によって産業基盤となる情報通信環境が整備され、又は整備を図るための具体的な計画の対象となっていること」との要件を満たす場合には左記の要件は不要となります。

2. 常時雇用する従業員の数に関する要件の見直し

現 行	改正案
(1) 特定業務施設において特定業務に従事する常時雇用する従業員数が5人（中小企業者の場合には2人）以上であること (2) 特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数が5人（中小企業者の場合には2人）以上であること	左記（1）、（2）について、中小企業者の場合には1人以上

3. 特定業務施設の範囲の見直し

現 行	改正案
特定業務施設 ①事務所：全体的・複数の事務所に対して業務を行うもの ②研究所：研究開発において重要な役割を担うもの ③研修所：人材育成において重要な役割を担うもの	特定業務施設の範囲に、情報サービス事業部門のために使用される事務所が加えられます。

5G投資促進税制の見直し (法人税・法人住民税・法人事業税)

ポイント

税額控除率の段階的な引き下げをし、今後3年間の集中的な整備を促進するための見直しをおこなった上、適用期限が3年延長されます。

改正内容

項目	現行		改正案	
特別償却	取得価額×30%		改正なし	
税額控除	取得価額×15%	全国5G 導入事業者	条件不利地域	令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%
			その他地域	令和4年度：9% 令和4年度：5% 令和4年度：3%
		ローカル5G 導入事業者	区分なし	令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%
				現行・改正案ともに、税額控除は当期法人税額の20%が上限
対象設備	全国5G 導入事業者	基地局の無線設備 (屋外に設置する親局・子局)	全国5G 導入事業者	①補助金等の交付を受けたものを除外 ②マルチベンダー構成、スタンドアロン方式に限定 ③一部の周波数の無線設備に多素子アンテナを用いないものを追加 ④ローカル5Gシステムの特性を活用した先進的なデジタル化の取組みであるものに限定
	ローカル5G 導入事業者	基地局の無線設備、交換設備 伝送路設備(光ファイバー) 通信モジュール	ローカル5G 導入事業者	
対象要件	特定基地局が開設計画に係る特定基地局(屋内等に設置及び5G高度特定基地局を除く)の開設時期が属する事業年度より前の年度に開設		現行の要件を廃止し、5G高度特定基地局を追加	

適用時期

令和4年4月1日から令和7年3月31日

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置（法人税・所得税）

ポイント

青色申告書を提出する法人で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の認定輸出事業者が取得等した輸出事業用資産（※1）について割増償却（※2）が創設されます（所得税についても同様）。

改正内容

対象法人	資産区分	割増償却率	取扱い（適用期限）
青色申告法人	建物及びその附属設備・構築物	35% (5年間)	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に、輸出事業用資産（※1）の取得等をおこなうこと
	上記以外	30% (5年間)	

※1 輸出事業用資産とは、認定輸出事業計画に記載された輸出事業の用に供する施設に該当する機械装置、建物及びその附属設備、構築物のうち、次の要件に該当するもの

- ①食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
- ②農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金の交付を受けないこと

※2 輸出事業用資産の一定割合以上を輸出事業の用に供していることにつき証明された事業年度のみ適用可

適用時期

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に取得した輸出事業用資産

交際費等の損金不算入制度の延長

ポイント

交際費等の損金不算入額制度について、その適用期限が2年延長されます。

改正内容

1. 制度の概要

交際費等の額は、原則としてその全額が損金不算入とされていますが、損金不算入額の計算にあたっては定額控除限度額や接待飲食費に関して一定の措置が設けられています。

2. 改正案

区分	期末資本金の額等	現行	改正案
中小法人 (※1)	1億円以下 (※1)	損金不算入額は、以下のいずれかの金額 (1) 定額控除限度額(※2)を超える部分の金額 (2) 接待飲食費(※3)の50%に相当する金額を超える部分の金額	2年延長
中小法人以外の法人	100億円以下	損金不算入額は、接待飲食費の50%に相当する金額を超える部分の金額	2年延長
	100億円超	交際費等の全額が損金不算入	2年延長

- ※1 ①資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人の100%子法人、②100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有されている法人(①の法人を除く)は除く
- ※2 定額控除限度額…800万円に当該事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額
- ※3 接待飲食費…交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用
(専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く)

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度

食料・農林水産業のグリーン化に向けた税制上の所要の措置

(法人税・所得税)

ポイント

「みどりの食料システム戦略」に基づき「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（仮称）」が制定されることを前提に、これに係る一定の計画の認定を受けた農林漁業者等について、環境負荷低減を促進する設備投資を行った場合に特別償却を認める措置が新たに講じられます。

改正内容

1. 環境負荷低減事業活動用資産の取得等に係る特別償却

環境負荷低減事業活動用資産…計画に記載された環境負荷低減事業活動等の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、一定の要件に該当するもののうち、取得価額100万円以上のもの

対象者	適用要件	特別償却額
青色申告法人・個人である農林漁業者 (当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等を含む)	<ul style="list-style-type: none">環境負荷低減事業活動実施計画（仮称）又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（仮称）の認定を受けること適用期間内に環境負荷低減事業活動用資産の取得等を行うこと適用期間内に環境負荷低減事業活動（仮称）又は特定環境負荷低減事業活動（仮称）の用に供すること	取得価額×32% (建物・附属設備・構築物については16%)

2. 基盤確立事業用資産の取得等に係る特別償却

基盤確立事業用資産…計画に記載された基盤確立事業の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、化学農薬又は化学肥料に代替する生産資材（普及割合が一定割合以下のものに限る）を製造する専門の設備等

対象者	適用要件	特別償却額
青色申告法人・個人	<ul style="list-style-type: none">基盤確立事業実施計画（仮称）の認定を受けること適用期間内に基盤確立事業用資産の取得等を行うこと適用期間内に一定の基盤確立事業の用に供すること	取得価額×32% (建物・附属設備・構築物については16%)

適用時期

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（仮称）」の施行日から、令和6年3月31日までの間に取得等をして、事業の用に供した場合等

仮装隠蔽・無申告に係る経費の損金不算入 (法人税)

ポイント

証憑書類のない経費について、損金不算入の措置が講じられます。

改正内容

法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る法人税について調査があったことにより、その法人税について決定があることを予知して提出した期限後申告書を除く）を提出し、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の売上原価の額、費用の額等のうち、次に該当しないものは損金の額に算入されなくなります。

(※1)

1	次により売上原価の額、費用の額等の基となる取引がおこなわれたこと及びその金額が明らかな場合 (1) 法人税法の規定により保存する帳簿書類 (2) (1)のほか、納税地その他に保存する帳簿書類その他
2	上記(1)、(2)により売上原価の額、費用の額等の取引の相手方が明らかな場合、その他取引が行われたことが明らか、又は推測でき、その相手方に対する調査その他の方法により、税務署長がその取引が行われ、その金額が生じたと認めるもの

※1 法人がその事業年度の確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額等のうち、その提出した確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、上記対象から除外されます。

適用時期

令和5年1月1日以後開始事業年度から

みなし配当の額の計算方法の見直し (法人税・所得税)

ポイント

資本の払戻しの場合のみなし配当の額の計算方法等が見直されます。

改正内容

資本の払戻しの場合のみなし配当の額

$$= \text{交付を受けた金銭等の額の合計額} - \text{払戻し直前の資本金等の額} \times \frac{\text{払戻しにより減少した資本剰余金の額}}{\text{前事業年度末の簿価純資産額}} \times \text{払戻しに係る株式の持分割合}$$

改正案	
1.	払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度 ※ 出資等減少分配に係る計算についても同様
2.	種類株式を発行する法人が資本の払戻しをおこなった場合にはその資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算

仮説例に基づく 現行と改正案の比較		①払戻し直前の資本金等の額：200 ②払戻し減少資本剰余金の額：100 ③前事業年度末の簿価純資産：100
現行	$200 \times \frac{100}{100} = 200$	
改正案	$200 \times \frac{100}{100} = ※$	※ 払戻し減少資本剰余金が限度より100

適用時期

過去に遡って適用

少額減価償却資産の損金算入の特例 (法人税・所得税)

ポイント

中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例制度が2年間延長されます。また今回の改正より貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産が対象資産から除外されます。（10万円未満の少額の減価償却資産、一括償却資産の損金算入の適用対象からも除外）

改正内容

1. 制度の概要

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、その減価償却資産の年間合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）が認められます。なお、中小企業者等のうち常時使用する従業員数が500人を超える法人や適用除外事業者に該当する法人は、この特例の適用対象外とされています。

2. 改正案

- (1) 適用期限を2年延長
- (2) 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除外

取得価額	適用制度	対象企業	償却方法
30万円未満（※）	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	中小企業者等	全額損金算入（即時償却） （年間合計300万円まで）
20万円未満（※）	一括償却資産の損金算入	全ての企業	一括償却資産として 3年間で均等償却
10万円未満（※）	少額の減価償却資産の取得価額の損金算入	全ての企業	全額損金算入（即時償却）

※ 貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除く。

適用時期

令和6年3月31日までの事業供用分まで適用（貸付け用資産の対象除外の時期については不明）

グループ通算制度①投資簿価修正の見直し (法人税)

ポイント

グループ通算制度の投資簿価修正制度が改正され、現行の連結制度と同様に不採算子法人の売却等の際に過年度の買収プレミアムについて損金に算入できるようになります。

改正内容

【通算子法人が通算グループを離脱する場合のその株式等を保有する通算法人の処理】

現行

離脱する子法人の株式の帳簿価額を、その子法人の簿価純資産価額×保有割合となるように、投資簿価を修正（投資簿価修正）…二重課税・二重控除を回避するための制度

改正案

上記の投資簿価修正する際、一定の資産調整勘定等対応金額が加算できる措置が講じられます。
…グループ通算制度への移行により、過年度の買収プレミアムの損金算入ができなくなること等への対応

【買収時】

通算子法人		通算親法人	
資産の帳簿価額 合計額 10,000	負債の帳簿価額 合計額 7,000	買収プレミアム (資産調整勘定 等対応金額) 7,000	株式等の帳簿価額 3,000
	簿価純資産価額 3,000		

プレミアム
を付与
10,000で
買収

1,500で
株式譲渡
と仮定

【株式譲渡等による外部への離脱時】

通算子法人		通算親法人	
資産の帳簿価額 合計額 10,000	負債の帳簿価額 合計額 6,000	負債金額 6,000	株式等の帳簿価額 4,000
	簿価純資産価額 4,000		

計算方法を見直し

投資簿価修正

制度	離脱時の投資簿価修正の取扱い	通算子法人の簿価	離脱時の損益
連結納税制度	取得時の帳簿価額に連結納税期間中の利益積立金額の増減額を加減算をおこなう。	取得時10,000+利益積立金増減額1,000=11,000	譲渡対価1,500-簿価11,000=譲渡損失9,500
グループ通算制度	離脱時の100%通算子法人の簿価純資産価額	簿価純資産価額4,000	譲渡対価1,500-簿価4,000=譲渡損失2,500
グループ通算制度(改正案)	離脱時の100%通算子法人の簿価純資産価額に資産調整勘定等対応金額を加算する。	簿価純資産価額4,000+資産調整勘定等対応金額7,000=11,000	譲渡対価1,500-簿価11,000=譲渡損失9,500

適用時期

明記なし (グループ通算制度が施行される令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用が想定されます)

グループ通算制度②支配関係5年継続要件の見直し（法人税）

ポイント

共同事業性がない場合等の通算法人の欠損金の切捨て、損益通算の欠損金額の特例及び通算法人の特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の適用除外となる要件の支配関係5年継続要件が見直されます。

改正内容

1. 通算承認日の5年前の日後に設立された通算親法人における判定

通算親法人が通算承認日（開始日又は加入日）の5年前の日後に設立された場合、次のとおり判定することとされます。

現 行	改正案
「通算親法人」と「他の通算子法人等のうちその設立の日の最も早いもの」にて判定	「通算親法人」と「他の通算子法人等のうち最後に支配関係を有することとなった日の最も早いもの」にて判定

2. 要件の判定を行う通算法人等が通算承認日の5年前の日後に設立された通算親法人の特例の見直し

通算法人等が5年前の日後に設立された場合で、その通算法人等の設立日又は通算親法人の設立日のいずれか遅い日から支配関係がある場合は、支配関係5年継続要件の特例があり、一定の組織再編成等が行われていたときには、特例の適用除外が行われますが、この特例の適用除外の範囲について見直しがおこなわれます。

(1) 適用除外の拡大：通算子法人の判定において下記を適用除外となる組織再編に追加

- ①自己を合併法人とする適格合併で他の通算子法人の支配関係法人（通算法人を除く）を被合併法人とするもの
- ②自己が発行済株式等を有する内国法人（通算法人を除く）で他の通算子法人の支配関係法人であるものの残余財産の確定

(2) 適用除外の縮小：通算グループ内の法人間の組織再編成を特例の適用から除外される組織再編成から除外

適用時期

明記なし（グループ通算制度が施行される令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用が想定されます）

グループ通算制度③その他 (法人税)

ポイント

グループ通算制度の施行に伴い、以下の改正が行われます。

改正内容

項目	現行	改正案
離脱時の営業権の時価評価の見直し	グループ通算制度の離脱に伴う時価評価については、帳簿価額1,000万円未満の固定資産・棚卸資産である土地・有価証券・金銭債権及び繰延資産については、時価評価資産の対象から除外	グループ通算制度の離脱に伴う時価評価については、帳簿価額1,000万円未満の固定資産・棚卸資産である土地・有価証券・金銭債権及び繰延資産については、時価評価資産の対象から除外 ※ ただし、帳簿価額1,000万円未満の営業権は、時価評価資産に含まれることとなります。
通算税効果額の範囲の見直し	規定なし	益金不算入及び損金不算入の対象となる通算税効果額から、利子税の額に相当する金額として各通算法人間で授受される金額を除外
認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の適用を受ける場合の非特定超過控除対象額の配賦方法の見直し	非特定超過控除対象額×①／② ①非特定欠損控除前所得金額 ②非特定欠損控除前所得金額と他の非特定欠損控除前所得金額の合計額	非特定欠損控除前所得金額から本特例を適用しないものとした場合に損金算入されることとなるその特例10年内事業年度に係る非特定欠損金相当額を控除した金額の比に見直し

適用時期

明記なし (グループ通算制度が施行される令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用が想定されます)

その他の円滑・適正な納税環境の整備 (法人税・所得税)

ポイント

固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合等の取扱い、その他につき下記の措置が講じられます。

改正内容

項目	取扱い
(1) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度 (所得税についても同様)	法令上明確化されます
(2) 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度	
(3) 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度	
(4) 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度	
(5) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (所得税についても同様)	

沖縄振興特別措置法の改正に伴う措置

ポイント

沖縄振興特別措置法の改正に伴う措置について、下記のとおり見直しをおこなった上、適用期限が令和7年3月31日まで3年間延長されます。

改正内容

項目	改正案
(1) 沖縄の観光地形成促進地域において特定民間観光関連施設を取得した場合の法人税額の特別控除	<p>①対象法人：観光地形成促進措置実施計画（仮称）の認定を受けた法人のうち、観光地形成促進地域における観光地の形成を図るために特に資するものとして主務大臣の確認を受けた法人が、その観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合に限定</p> <p>②対象施設 追加：結婚式場、テーマパーク及びスパ施設 除外：庭球場、遊園地、野営場、野外アスレチック場、マリナー、ダイビング施設、博物館、美術館及び海洋療法施設</p> <p>③繰越可能年数：4年間のうち観光地形成促進措置実施計画の認定を受けている期間に限定</p>
(2) 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	<p>①対象法人：情報通信産業振興措置実施計画（仮称）の認定を受けた法人のうち、情報通信産業の振興を図るために特に資するものとして主務大臣の確認を受けた法人が、その情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業の用に供する設備の新設又は増設をする場合に限定</p> <p>②対象事業 除外：情報記録物製造業、映画・ビデオ制作業、放送業及び情報通信技術利用事業</p> <p>③繰越可能年数：4年間のうち情報通信産業振興措置実施計画の認定を受けている期間に限定</p>
(3) 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除	<p>①対象法人：沖縄県知事の認定を受けた法人のうち、情報通信産業の振興を図るために特に資するものとして主務大臣の確認を受けた法人に限定</p> <p>②対象事業 追加：受託開発ソフトウェア業、情報システム開発業、システムインテグレーションサービス業、組み込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、データベースサービス業、アプリケーション・サービス・プロバイダ及び情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業 除外：インターネット・サービス・プロバイダ及びインターネット・エクスチェンジ業</p>

沖縄振興特別措置法の改正に伴う措置

改正内容

項目	改正案
<p>(4) 沖縄の産業イノベーション促進地域（産業高度化・事業革新促進地域）において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</p>	<p>①対象法人：産業高度化・事業革新措置実施計画の認定を受けた法人のうち、産業イノベーション促進地域（仮称）における産業高度化又は事業革新を図るために特に資するものとして主務大臣の確認を受けた法人が、その産業イノベーション促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合に限定</p> <p>②対象資産 追加：構築物のうち下記のガス供給業又は製造業の用に供する液化天然ガスを貯蔵するためのガス貯槽及びそのガスを利用するための導管（取得価額の20%の特別償却と取得価額の8%の税額控除の選択適用可）</p> <p>③対象事業 追加：ガス供給業（サテライト設備により液化天然ガスを供給するものに限る）を加え、その対象資産をガス供給業の用に供する上記のガス貯槽及び導管並びに機械装置に拡大 除外：計量証明業</p> <p>④繰越可能年数：4年間のうち産業高度化・事業革新措置実施計画の認定を受けている期間に限定</p>
<p>(5) 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</p>	<p>①対象法人：国際物流拠点産業集積措置実施計画（仮称）の認定を受けた法人のうち、国際物流拠点産業の集積を図るために特に資するものとして主務大臣の確認を受けた法人が、その国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備の新設又は増設をする場合に限定</p> <p>②対象地域 追加：池武当地区（沖縄市）並びに仲嶺・上江洲地区及び平安座地区（うるま市）</p> <p>③繰越可能年数：4年間のうち国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定を受けている期間に限定</p>

沖縄振興特別措置法の改正に伴う措置

改正内容

項目	改正案
<p>(6) 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得控除制度</p>	<p>①対象法人：沖縄県知事の認定を受けた法人のうち、国際物流拠点産業の集積を図るために特に資するものとして主務大臣の確認を受けた法人に限定 ②対象地域 追加：池武当地区（沖縄市）並びに仲嶺・上江洲地区及び平安座地区（うるま市）</p>
<p>(7) 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</p>	<p>①対象法人：経済金融活性化措置実施計画（仮称）の認定を受けた法人に限定 ②対象資産：対象の減価償却資産の取得価額の合計額が500万円超であること又はその減価償却資産のうち機械装置及び器具備品の取得価額の合計額が50万円超であることに拡大 ③繰越可能年数：4年間のうち経済金融活性化措置実施計画の認定を受けている期間に限定</p>
<p>(8) 沖縄の離島の地域において旅館業用建物等を取得した場合の特別償却</p>	<p>①対象資産 追加：増築、改築、修繕又は模様替のための工事により取得又は建設をした旅館業用建物等（ただし、資本金の額等が5,000万円超である法人又は適用除外事業者に該当する法人が取得又は建設をする旅館業用建物等については現行のまま） 金額基準：対象の減価償却資産の取得価額の合計額を500万円以上に拡大（ただし、資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人が新設又は増設により取得又は建設をするものについては1,000万円以上とし、資本金の額等が5,000万円超である法人又は適用除外事業者が取得又は建設をするものについては2,000万円以上とする） ②要件：取得又は建設をした旅館業用建物等が離島の振興に寄与するものであること等につき沖縄県知事が確認した旨を証する書類を確定申告書等に添付</p>

その他特別措置法等（国税－延長・拡充等）（法人税・所得税）

ポイント

その他の租税特別措置について、下記の通り延長・拡充等されます。

改正内容

【延長・拡充等】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別控除	令和6年3月31日までに取得した機械等について2年延長して適用
(2) 海外投資等損失準備金	令和6年3月31日まで2年延長
(3) 法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外措置	適用除外：地域福利増進事業の拡充後も引き続き、一定の地域福利増進事業を行う事業者に対する一定の土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該地域福利増進事業の用に供されるもの (所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正が前提)
(4) 銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例	①措置内容 i：欠損金の繰越控除について、繰越期間の制限をおこなわない ii：繰越控除される欠損金の限度額を所得金額の100%とする ②適用期限：令和18年3月31日まで4年延長
(5) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置	令和6年3月31日まで2年延長 (銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置を措置法に規定)

その他特別措置法等（国税－廃止・縮減等）（法人税・所得税）

ポイント

その他の租税特別措置について、下記の通り廃止・縮減等されます。

改正内容

【廃止・縮減等】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別控除	①除外事業：付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業を除外 ②適用期限：令和6年3月31日までに取得した機械等について2年延長して適用
(2) 障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却	適用期限の到来（令和4年3月31日）をもって廃止（所得税についても同様）
(3) 倉庫用建物等の割増償却	①割増償却率：8%に引き下げる（現行:10%） ②要件の追加：対象となる特定流通業務施設の設備要件に物流業務の自動化・機械化関連機器を有するものであることとの要件を加えます ③適用期限：令和6年3月31日まで2年延長（所得税についても同様）
(4) 特定災害防止準備金	①適用期限の到来（令和4年3月31日）をもって廃止（所得税についても同様） ②経過措置：令和4年3月31日を含む事業年度終了の日において廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃棄物処理施設の設置許可を受けている法人については一定の経過措置を講じられます

改正内容

【廃止・縮減等】

項目	取扱い（適用期限等）
(5) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	①除外鉱物：国外にある石炭、亜炭及びアスファルトを除外 ②適用期限：令和7年3月31日まで3年延長（所得税についても同様）
(6) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	①除外事業 i：外国会社・国際機関勤務者及びその家族が、我が国において事業活動、日常生活等を円滑に営むことができるためのサービスの提供、外国語による情報の提供等 ii：外国人中長期滞在のための施設使用及び役務の提供 ②適用期限：令和6年3月31日まで2年延長
(7) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例	①除外対象：出資を有しない組合のみで行う合併を除外 ②適用期限：令和7年3月31日まで3年延長

その他の租税特別措置法（地方税－延長・縮減等）

ポイント

その他の租税特別措置について、下記のとおり延長・縮減等されます。

改正内容

【延長】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の特例	適用期限：令和6年3月31日までに取得した機械等について2年延長して適用
(2) 銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例	措置内容：①欠損金の繰越控除について、繰越期間の制限なし ②繰越控除される欠損金の限度額を所得金額の100%に 適用期限：令和18年3月末まで4年延長して国税に準じて上記の措置を適用
(3) 廃炉等積立金に係る収入割の特例	措置内容：事故炉の廃炉等を行う原子力事業者が小売電気事業者等から廃炉積立金に相当するとして得た額については、事業税の計算上、収入金額から控除 適用期限：令和9年3月31日まで5年延長して適用
(4) 託送供給に係る収入割の特例	措置内容：ガス事業を行う法人が他のガス供給業を行う法人へ託送供給の料金として支払べき金額については、事業税の計算上、収入金額から控除 適用期限：令和8年3月31日まで3年延長して適用

その他の租税特別措置法（地方税－延長・縮減等）

改正内容

【縮減等】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 国際戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の特例	適用期限:令和6年3月31日までに取得した機械等について、次の事業を除外して2年延長して適用 除外事業:付加価値の高い農林水産物などの効率的な生産等を図るために必要な技術の研究開発又はその技術の活用に関する事業
(2) 民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例	適用期限 : 令和9年3月31日まで、次の見直しをおこなった上、5年延長して適用 見直し内容 : 同機構に係る法人事業税の資本割の課税標準を次の事業年度の区分に応じてそれぞれに掲げる金額に改正 【現 行】 令和4年3月31日までに開始する各事業年度・・・20億円 【改正案】 ①令和4年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度 ・・・資本金等の額の20分の3 ②令和5年4月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度 ・・・資本金等の額の20分の4 ③令和6年4月1日から令和7年3月31日までに開始する事業年度 ・・・資本金等の額の20分の6 ④令和7年4月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度 ・・・資本金等の額の20分の8 ⑤令和8年4月1日から令和9年3月31日までに開始する事業年度 ・・・資本金等の額の20分の10

その他の改正（国税－新設・拡充等）

ポイント

その他の法人税について、下記のとおり新設・拡充等されます。

改正内容

【拡充】

項目	取扱い
(1) 固定資産等の損金算入制度の対象となる国庫補助金等の範囲の追加	国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の対象となる国庫補助金等の範囲について、一定の法律に基づく下記の助成金を追加 ①特定半導体生産施設整備等（仮称）に必要な資金にあてるための助成金 ②産業DXのためのデジタルインフラ整備事業（仮称）等に係る助成金（所得税も同様）
(2) 労働者協同組合法の施行等とともに措置	①労働者協同組合法の改正を前提に一定の条件が担保された労働組合が創設される場合には、その労働組合については、公益法人等の軽減税率及び寄付金の損金不算入制度を除いて公益法人等に係る取扱いを適用 ②労働者協同組合連合会については、協同組合等（法人税法別表第三）に改正
(3) 農業経営基盤強化促進法等の改正を前提におこなわれる措置	①農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、人・農地プランの法定化に伴う所要の規定の整備がおこなわれる。 ②農業協同組合等については、一定の緩和等がおこなわれた後も引き続き協同組合等（法人税法別表第三）に改正 ③その他の措置あり（所得税も同様）

適用時期

明記なし

ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

ポイント

ガス供給業に係る法人事業税の課税関係について、次のように見直されます。

改正内容

1.改正の概要

ガス供給業のうち、特定ガス供給業は収入割額、付加価値割額、資本割額の合算額により、一般ガス供給業に関しては、1億円超の普通法人にあっては、付加価値割額、資本割額及び所得割の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては、所得割額の合算額によって課税

2.ガス供給業のうち、特定ガス供給業及び一般ガス供給業に係る法人事業税の課税関係

現 行	改正案		
	特定ガス供給	一般ガス+資本金1億円超	一般ガス+資本金1億円以下
収入割のみ課税	収入割、付加価値割、 資本割額の合算	付加価値割、資本割、 所得割	所得割

【現 行】

法人事業税 = 収入割 約1.3% ※特別法人事業税含む
--

【改正案】

(特定ガス供給業)

法人事業税 収入割 0.78%	付加価値割 0.77%
※特別法人 事業税含む	資本割 0.32%

(一般ガス供給業+資本金1億円超)

法人事業税 所得割 3.6%	付加価値割 1.2%
※特別法人 事業税含む	資本割 0.5%

(一般ガス供給業+資本金1億円以下)

法人事業税 = 所得割 約9.6% ※特別法人事業税含む
--

適用時期

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

大法人に対する法人事業税所得割の見直し (法人事業税)

ポイント

法人事業税の所得割について、外形標準課税対象法人のうち、2以下の都道府県に事務所又は事業所のある法人の軽減税率の適用が認められなくなります。

改正内容

大企業

これまで外形標準課税対象法人のうち、2以下の都道府県に事務所又は事業所のある法人については、法人事業税の所得割に軽減税率が認められていましたが、本改正により軽減税率が廃止され標準税率が下記の通り見直されます。

課税標準	現行	改正案
年400万円以下の所得	0.4%	1.0%
年400万円超800万円以下の所得	0.7%	
年800万円超の所得	1.0%	

適用時期

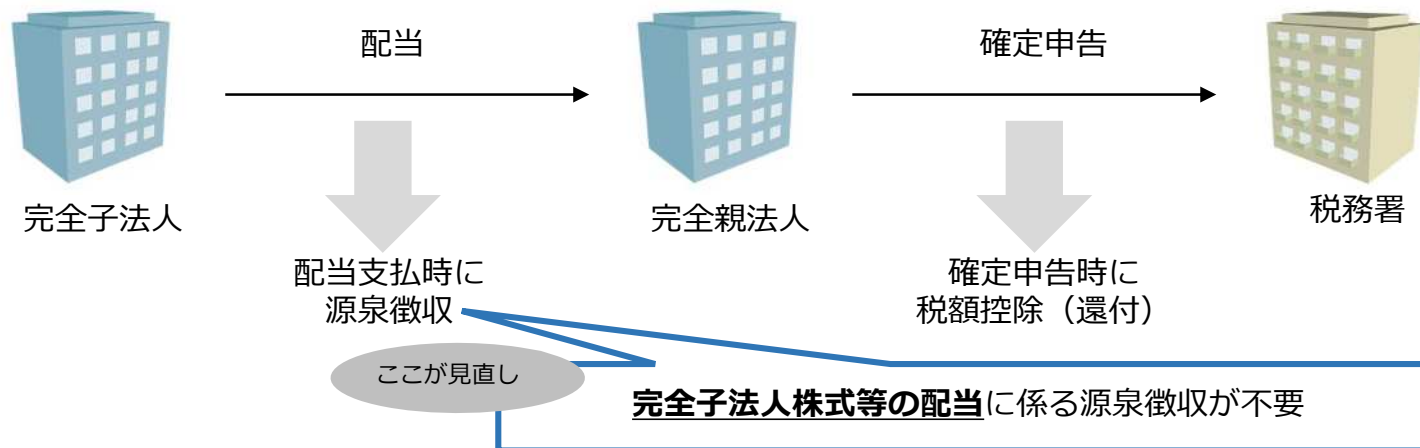
令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

受取配当金に係る源泉所得税の取扱い (法人税・法人住民税・所得税)

ポイント

一定の子会社からの配当等について、所得税の源泉徴収が不要となります。

改正内容



出典：金融庁資料を一部改訂

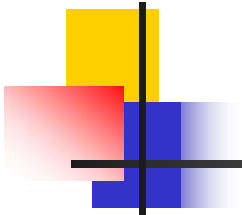
内国法人が支払を受ける配当等で次のもの(※1)については、所得税の源泉徴収が不要となります。

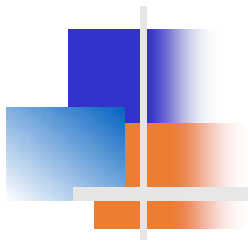
- ①完全子法人からの配当
- ②配当等の支払に係る基準日において、1/3超の株式を直接保有している法人からの配当

※1 公益社団法人を除く一般社団法人、公益財団法人を除く一般財団法人、人格のない社団等、法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人への配当は除きます。

適用時期

令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等から適用





国際課税

グループ通算制度における外国税額控除の見直し (法人税、法人住民税)

ポイント

グループ通算制度の施行に伴い、同制度における外国税額控除の進行事業年度調整措置について見直されます（地方税も同様）。

改正内容

項目	取扱い
1. 進行事業年度調整措置 (※1)	<p>(1) 税務当局が調査を行った結果、進行事業年度調整措置を適用すべきと認める場合には、通算法人に対し、その調査結果の内容（進行事業年度調整措置を適用すべきと認めた金額及びその理由を含む。）を説明するものとなります。</p> <p>(2) 上記（1）の説明が行われた日の属する事業年度の期限内申告書に添付された書類に進行事業年度調整措置を適用した金額（税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額）として記載された金額等がその説明の内容と異なる場合には、その事業年度に係る税額控除不足相当額又は税額控除超過額相当額に係る固定措置を不適用とすることとされます。</p> <p>(3) 税額控除額等（税額控除額、税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額をいう。以下同じ。）に係る固定措置が不適用とされた事業年度について、その不適用とされたことに伴い修正申告書の提出又は更正が行われた場合には、原則として、その修正申告書又はその更生に係る更生通知書に税額控除額等として記載された金額をもって本固定措置を再度適用することとされます。</p> <p>(4) その他所要の措置が講じられます。</p>

※1 進行事業年度調整措置とは、過去適用事業年度（修正があった事業年度）の外国税額控除が異なることが対象事業年度（進行事業年度）において判明した場合には、当該判明した増減額を当該対象事業年度（進行事業年度）において調整することをいいます。

適用時期

明記なし

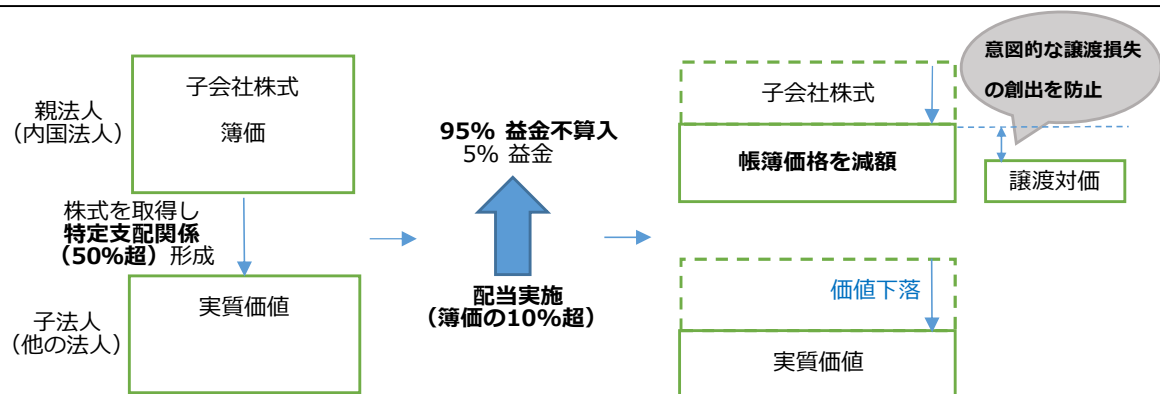
子会社株式簿価減額特例の見直し① (法人税・法人住民税・法人事業税)

ポイント

子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置（子会社株式簿価減額特例）について、現行制度のうち、適用除外要件の特定支配日利益剰余金額要件の判定と、適用回避防止措置の適用除外範囲について見直されます。

改正内容

■ 現行制度の概要



【適用除外規定】以下のいずれかに該当する場合には本特例の適用対象から除外

内国株主割合要件	子法人が内国法人で、設立から特定支配関係発生日まで株式総数等の90%以上を内国法人が保有
特定支配日利益剰余金額要件	配当実施後の子法人の利益剰余金が特定支配日の直前事業年度の当該子法人の利益剰余金を下回らない（そのことを証する書類が保管されていない場合を除く）
10年超支配要件	特定支配日（親法人と子法人が特定支配関係を有することとなった日）から配当を受けるまでが10年超
金額要件	対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の合計額が2,000万円を超えない

【適用回避防止措置】適用除外要件を満たす子法人を経由した配当等を利用した本制度の適用回避の防止のための措置

＜概要＞子法人が孫法人から1事業年度中に受ける配当等（※1）の額が孫法人の株式の帳簿価額の10%を超え、かつ、2,000万円を超える場合（※2）は、子法人は内国株主割合要件及び10年超支配要件を満たさないこととし、また、子法人が孫法人から特定支配日等（※3）以後に受けた配当の額は子法人の特定支配後に獲得した利益として扱わない

- ※1 特定支配日、親法人が子法人との特定支配関係を有することとなった日又は配当を受ける日の10年前の日のうち最も遅い日以後に受けたもの
- ※2 配当を受けた年度の前事業年度の子法人の総資産のうち、配当の基準時直前の孫法人株式の帳簿価額が占める割合が50%を超えるものに限る
- ※3 特定支配日と親法人が孫法人又はひ孫法人との特定支配関係を有することとなった日のうち最も早い日とのうちいずれか遅い方

適用時期

令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等について既に適用

子会社株式簿価減額特例の見直し② (法人税・法人住民税・法人事業税)

ポイント

適用除外要件（特定支配日利益剰余金額要件）の判定に際して、対象配当等の決議日の直前事業年度末の子会社の利益剰余金額に、対象配当等の決議日の属する事業年度の期首から対象配当を受けるまでの期間（対象期間）に増加した利益剰余金額（期中増加利益剰余金）を加算することができるようになります。

改正内容

■ 特定支配日利益剰余金額要件の見直し

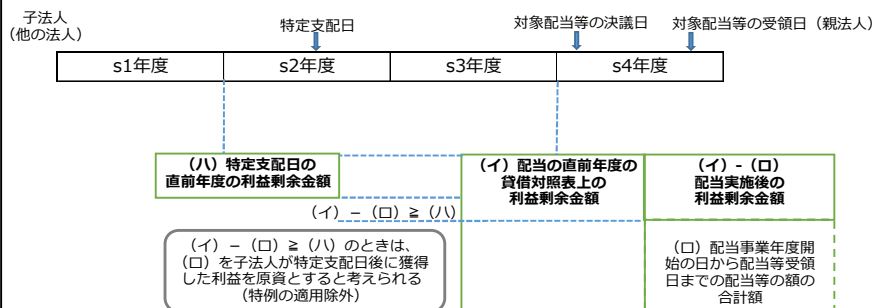
特定支配日利益剰余金額要件について、配当実施後の子法人の利益剰余金が特定支配日の直前事業年度の当該子法人の利益剰余金を下回らないかの判定に際し、対象配当等実施後の利益剰余金額（(イ) - (ロ) の額）を、配当決議日の属する期間で配当等の基準時までの間に増加した利益剰余金額（期中増加利益剰余金額）を含めて判定することができるようになり、該当する場合には要件が緩和される結果となります。

【改正案】

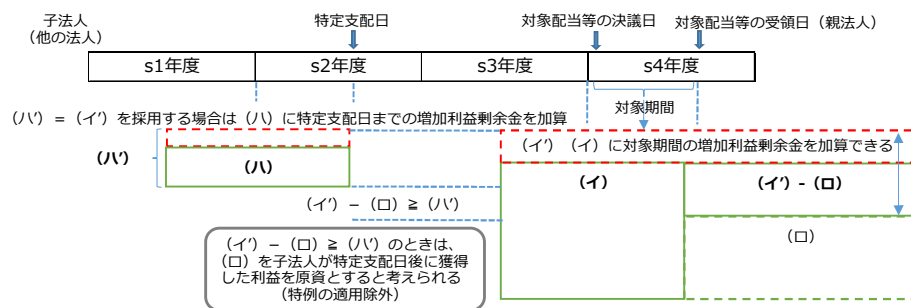
- 対象配当等の決議日の直前事業年度終了の日の翌日からその対象配当等の額を受けるまでの期間（「対象期間」）に子法人の利益剰余金の額が増加した場合で、対象期間内に子法人の株主が受ける配当等の基準時のいずれかがその翌日以後であるとき、子法人の直前事業年度の貸借対照表上の利益剰余金の額に期中増加利益剰余金額を加算できるようになります。
- 上記の規定を適用する場合には、子法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表上の利益剰余金の額に、特定支配前の期中増加利益剰余金を加算することとなります。

■ 改正前後の対比

【現行】



【改正案】



出典：財務省 税制改正の概要揭示資料を加工

適用時期

令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等について適用

子会社株式簿価減額特例の見直し③ (法人税・法人住民税・法人事業税)

ポイント

適用除外要件を満たす子会社を経由した配当等を利用した本制度の適用回避を防止するための措置（適用回避防止）について、孫会社等、ひ孫会社等の全てが設立時から継続して特定支配関係にある場合は、適用回避防止措置が適用されないこととなります。

改正内容

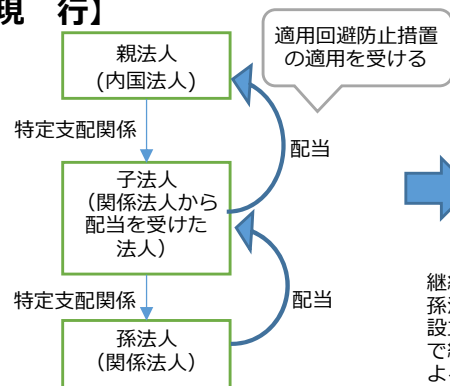
■適用回避防止措置の適用除外範囲の見直し

次のいずれかに該当する場合には、適用回避防止措置は適用されなくなります。

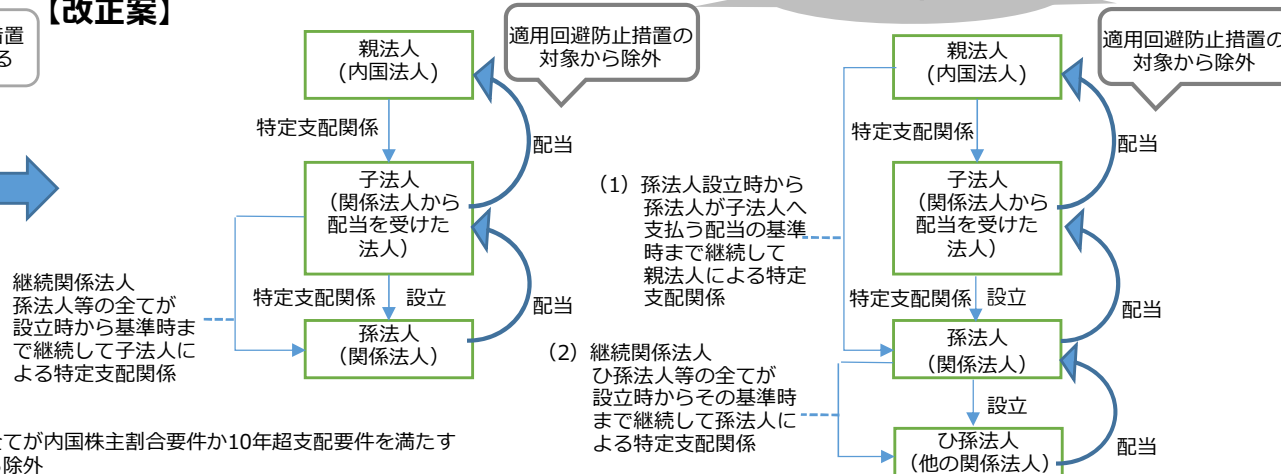
- 対象配当等の基準時以前10年以内に子法人との間にその子法人による特定支配関係のあった法人（「孫法人等」）のすべてが、設立時から基準時まで継続して子法人との間に子法人による特定支配関係がある法人（「継続関係法人」）である場合
- 次のいずれにも該当する場合
 - (1) 孫法人の設立の時からその孫法人から子法人に支払う配当等の額に係る基準時まで、継続してその親法人から孫法人に対する特定支配関係がある場合
 - (2) その基準時以前10年以内に、孫法人との間にその孫法人による特定支配関係があった法人（「ひ孫法人等」）のすべてがその設立の時から基準時まで継続して孫法人による特定支配関係があった場合

■改正前後の対比

【現行】



【改正案】



※ 改正前後とも、孫法人、ひ孫法人の全てが内国株主割合要件か10年超支配要件を満たす場合は、適用回避防止措置の対象から除外

出典：財務省 税制改正の概要揭示資料を加工

適用時期

令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等について適用

その他の改正 (法人税・法人住民税・法人事業税)

ポイント

外国法人への利子の支払いについて過大支払利子税制の適用が拡大されます。また、外国税額控除における法人事業税の取り扱いについて損金算入の範囲が明確化されます。

改正内容

■ 過大支払利子税制の見直し

外国法人の法人税の課税対象とされる次に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額についても適用することになります。

- (1)恒久的施設を有する外国法人に係る恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得
- (2)恒久的施設を有しない外国法人に係る国内源泉所得

※ 地方税も同様とされます。

■ 法人事業税の損金算入の対象となる外国法人税額等の範囲の明確化

外国税額控除の適用を受ける法人に係る法人事業税の所得等の計算上損金の額に算入される外国法人税額等には、外国法人税を課されたことを証明する書類を保存していない等の理由により法人税額から控除できない金額等は含まれない事が明確化されます。

適用時期

明記なし